

御見積書

平成 20年 6月 10日

赤沢 一郎 御中

様

御見積金額 31,500,000 円也

見積代金 30,000,000 -

消費税 1,500,000 -

物件名称 邸新築工事

場所 東京都千代田区神田駿河台1-5-5

受渡期日 平成 18年 10月 26日

取引方法

見積有効期限 平成 18年 9月 30日

株式会社ビートン

代表取締役 ビーとん太郎

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台

TEL 03-0000-0000

FAX 03-0000-0001

邸新築工事



御見積書

赤沢 一郎 様

下記の通り御見積申し上げます。

平成 20年 6月 10日 作成
見積書有効期限 平成 18年 9月 30日

御見積金額 31,500,000 円也

見積代金 ¥30,000,000 -

消費税 ¥1,500,000 -

株式会社ビートン

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台
Tel. 03-0000-0000 Fax. 03-0000-0001

見 積 内 訳 書

番号	名称	材質・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
1	建築本体工事		1	式		20,771,281	
2	設備工事		1	式		3,277,398	
3	諸経費		1	式		2,327,333	
4	付帯工事		1	式		4,374,823	
	[出精値引き]		1	式		750,835	
< 総合計 >						30,000,000	

平成 20年 6月 10日

書類送付ご案内

赤沢 一郎 御中

様

株式会社ビートン
びーとん太郎
〒 101-0062
東京都千代田区神田駿河台
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0001

拝啓

平素は格別のお引立を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日貴社より、お問合せがありましたお見積りは、別紙のとおりとなりますので、ご確認ください。

価格につきましては、できるかぎり努力させていただいておりますので、是非ご用命を賜りますようお願い申し上げます。

なお、近日中にご連絡いたしますので、詳細についてお話しいただければ幸いです。

宜しくようお願い申し上げます。

敬具

記

1 . 見積書 1部

平成 20年 6月 10日

FAX送付状

赤沢 一郎 御中

様

株式会社ビートン
びーとん太郎
〒 101-0062
東京都千代田区神田駿河台
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0001

貴社ますますご清栄のことと、お喜び申し上げます。

下記の書類を送付させていただきます。

ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 . 見積書 1部

明細計算書

平成 20年 6月 10日

見積番号	物件名称
00000007	邸新築工事

番号	項目名称	材質・寸法	予算数量	予算単位	予算単価	予算金額	掛率(%)	原価率(%)	備考
			見積数量	見積単位	見積単価	見積金額	差引額	利益率(%)	
1	建築本体工事								
1	仮設工事		1	式		1,179,861	110	90.9	
			1	式		1,298,043	118,182	9.1	
2	基礎工事		1	式		975,431	110	90.9	
			1	式		1,072,988	97,557	9.1	
3	躯体組立工事		1	式		5,905,002	110	90.9	
			1	式		6,495,473	590,471	9.1	
4	造作工事		1	式		2,848,076	110	90.9	
			1	式		3,132,861	284,785	9.1	
5	屋根板金工事		1	式		629,566	110	90.9	
			1	式		692,521	62,955	9.1	
6	外装工事		1	式		677,366	110	90.9	
			1	式		745,139	67,773	9.1	
7	建具工事		1	式		3,057,599	110	90.9	
			1	式		3,363,362	305,763	9.1	
8	内装工事		1	式		1,154,255	110	90.9	
			1	式		1,269,783	115,528	9.1	
9	塗装工事		1	式		679,593	110	90.9	
			1	式		747,560	67,967	9.1	
10	雑工事		1	式		358,231	110	90.9	
			1	式		394,074	35,843	9.1	
11	断熱、防水工事		1	式		408,342	110	90.9	
			1	式		449,152	40,810	9.1	
12	バルコニー工事		1	式		1,009,392	110	90.9	
			1	式		1,110,325	100,933	9.1	
	< 合計 >					18,882,714	110	90.9	
						20,771,281	1,888,567	9.1	



工事請負契約書

発注者 赤沢 一郎 と

請負者 株式会社ビートン とは

(工事名) 邸新築工事 工事

の施工について、つぎの条項と添付の工事請負契約約款、設計図 枚。仕様書 冊とにもとづいて、工事請負契約を結ぶ。

1. 工事場所 東京都千代田区神田駿河台1-5-5

2. 工期
着手 平成 18年 10月 2日
契約の日から 日以内
完成 平成 18年 12月 31日
着手の日から 日以内

3. 引渡の時期 完成の日から 日以内

4. 請負代金額 金 31,500,000 円也

うち 工事価格 30,000,000 円也

取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,500,000 円也

(注) 請負代金は、公示価格に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加えた額。

5. 請負代金の支払
前払 契約成立時に
部分払
支払請求締切日
完成引渡の時に

6. (1) 部分使用の有無

(2) 部分引渡の有無

7. 解体工事に要する費用等

この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める事項については、添付別紙のとおりとする。

8. その他

この契約の証として本書2通を作り、当事者および保証人が記名押印して、当事者がそれぞれの1通を保有する。

発注者 赤沢 一郎

同保証人 _____

請負者 株式会社ビートン

同保証人 _____

管理者としての責任を負うためここに記名押印する。

監理者

請負契約書

印紙張付欄

印紙貼付欄
減額・金額記載なし：200円
増額 1万未満：非課税
増額 1万円を越え100万円以下：200円
増額100万円を越え200万円以下：400円
増額200万円を越え300万円以下：1,000円
増額300万円を越え500万円以下：2,000円

工事概要 邸新築工事

工事場所 東京都千代田区神田駿河台1-5-5

工期 平成 18年 10月 2日 より 平成 18年 12月 31日 まで

注文者名 赤沢 一郎 様

TEL 043-1111-000

住所 千葉県中央区 x x x x

FAX 043-1111-222

請負者名 株式会社ビートン

TEL 03-0000-0000

代表者 びーとん太郎 印

FAX 03-0000-0001

住所 東京都千代田区神田駿河台

担当者名

1. 請負金額 金 31,500,000 (税込み)

2. 工事内容

番号	名称	材質・寸法	数量	単価	金額
1	建築本体工事		1		20,771,281
2	設備工事		1		3,277,398
3	諸経費		1		2,327,333
4	付帯工事		1		4,374,823
	[出精値引き]		1		-750,835
	< 総合計 >				30,000,000

請負条件：工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

添付書類：工事変更内容を補足するため次の書類を添付します。（打ち合わせシートは必ず添付する。その他添付する資料には 印を付け

・打ち合わせシート ・お見積書 ・仕上げ表 ・カタログ ・その他（ ）

3. 支払方法

前払金 () 金 円 (税込)

部分払 () 金 円 (税込)

竣工払 (工事完了確認後 日以内) 金 円 (税込)

金 円 (税込)

この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する
この書類は大切に保管してください。

請負契約約款

(総則)

第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

- 2 この契約書および、添付の御見積書、仕上げ表、打ち合わせシート等にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払を完了する。

(打ち合わせどおりの工事が困難な場合)

第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。

- 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

第3条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

第4条 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。

- 2 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料(製造工場などにある製品を含む)・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

第5条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

第6条 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。

- 2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
- 3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

第7条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。

- 2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(不可抗力による損害)

第8条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工事中機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

- 2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
- 3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

(瑕疵がある場合の責任)

第9条 目的物に瑕疵がある場合、請負者は民法に定める責任を負う。

(工事の変更、一時中止、工期の変更)

第10条 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる

- 2 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。
- 3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。

(遅延損害金)

第11条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

- 2 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

(紛争の解決)

第 12 条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、
または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

第 13 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して 8 日以内は、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

* お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合、

ア）請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

イ）契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

ウ）契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

エ）役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

オ）すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

平成 20年 6月 10日

お礼状

赤沢 一郎 様

株式会社ビートン

代表取締役 ビーとん太郎

ご契約頂きまして誠に有難うございます。

拝啓

ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。平素は種々ご協力をいただきありがとうございます。

さて、このたびは、弊社にて新居建築のご契約をしていただきまして、まことにありがとうございました。お住まいになって調子はいかがでございましょうか。

なお、ご不満やご要望などがございましたら、ご遠慮なくお申しつけください。

今後とも、弊社製品をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

まずは、お礼かたがたご案内申し上げます。

敬具

